

被告は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第三十三、第三十六、第五十四及び第五十五で訴追されている。

東條は一九三七年六月に關東軍參謀長となり、それ以後は、共同謀議者の活動のほとんどすべてにおいて、首謀者の一人として、かれらと結託していた。かれはソビエト連邦に對する攻撃を計畫し、準備した。ソビエト連邦に對して企てられた攻撃において、日本陸軍をその背後の不安から解放するために、中國に對してさらに攻撃を加えることをかれは勧めた。この攻撃のための基地として、滿洲を組織することをかれは助けた。それ以後、どの時期においても、もし好機が訪れたならば、そのような攻撃を開始するという意圖を、かれは一度も捨てたことがなかつた。

一九三八年五月に、かれは陸軍次官になるために、現地から呼びもどされた。この職務のほかに、かれは多數の任務をもち、これによつて、戦争に對する日本の國民と經濟の動員の、ほとんどすべての部面において、重要な役割を演じた。このときに、かれは中國との妥協による和平の提案に反對した。一九四〇年七月に、かれは陸軍大臣になつた。それ以後におけるかれの經歷の大部分は、日本の近隣諸國に對する侵略戦争を計畫し、遂行するため、共同謀議者が相次いでとつた手段の歴史である。というのは、これらの計畫を立てたり、これらの戦争